

## 新潟市住宅用太陽光発電システム設置・省エネ改修支援事業において補助対象となる断熱改修工事の実施基準

(趣旨)

第1条 この実施基準は、新潟市住宅用太陽光発電システム設置・省エネ改修支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の実施について、断熱改修工事に関する必要な事項を定めるものとする。

(断熱改修工事)

第2条 要綱別表第1に規定する断熱改修工事は、次に掲げる工事とする。

- (1) 1以上の居室を対象に行う工事であること。
- (2) 次のアに定める改修工事又は次のアに定める改修工事と併せて行う次のイからエまでに定める改修工事であること。

ア 窓の断熱性を高める改修工事（外気に接する窓（既存の窓の屋内側に設置する既存の窓と一体となった窓を含む。以下同じ。）の断熱性を高める工事で、窓の熱貫流率が、施工後新たに別表1に掲げる基準値以下となるもの又は窓の建具等が、施工後新たに別表2に掲げる構造及び性能、若しくはこれと同等以上の構造及び性能を有するものとなるものをいう。以下同じ。）

イ 天井等の断熱性を高める改修工事（屋根（小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。）、屋根の直下の天井又は外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏若しくは天井裏をいう。以下同じ。）に接する天井の断熱性を高める工事（住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の方針（平成18年国土交通省告示第378号）2に掲げる部分以外の部分（以下「断熱構造とする部分以外の部分」という。）の工事を除く。）で、鉄筋コンクリート造、組積造その他これらに類する構造（以下「鉄筋コンクリート造等」という。）の住宅にあっては熱橋（構造部材、下地材、窓枠下材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。以下同じ。）となる部分を除いた熱貫流率が、

その他の住宅にあつては熱橋となる部分（壁に設けられる横架材を除く。）による低減を勘案した熱貫流率が，それぞれ住宅の種類，断熱材の施工法及び部位の区分に応じ，施工後に新たに別表 3 に掲げる基準値以下となるもの又は各部位の断熱材の熱抵抗が，住宅の種類，断熱材の施工法及び部位の区分に応じ，施工後に新たに別表 4 に掲げる基準値以上になるものをいう。以下同じ。）

ウ 壁の断熱性を高める改修工事（外気等に接する壁の断熱性を高める工事（断熱構造とする部分以外の部分の工事を除く。）で，鉄筋コンクリート造等の住宅にあつては熱橋となる部分を除いた熱貫流率が，その他の住宅にあつては熱橋となる部分（壁に設けられる横架材を除く。）による低減を勘案した熱貫流率が，それぞれ住宅の種類，断熱材の施工法及び部位の区分に応じ，施工後新たに別表 3 に掲げる基準値以下となるもの又は断熱材の熱抵抗が，住宅の種類，断熱材の施工法及び部位の区分に応じ，施工後に新たに別表 4 に掲げる基準値以上になるものをいう。以下同じ。）

エ 床等の断熱性を高める改修工事（外気等に接する床（地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないもの（以下「土間床等」という。）を除く。以下同じ。）の断熱性を高める工事（外周が外気等に接する土間床等の断熱性を高める工事を含み，断熱構造とする部分以外の部分の工事を除く。）で，鉄筋コンクリート造等の住宅にあつては熱橋となる部分を除いた熱貫流率が，その他の住宅にあつては熱橋となる部分（壁に設けられる横架材を除く。）による低減を勘案した熱貫流率が，それぞれ住宅の種類，断熱材の施工法及び部位の区分に応じ，施工後に新たに別表第 3 に掲げる基準値以下となるもの又は各部位の断熱材の熱抵抗が，住宅の種類，断熱材の施工法及び部位の区分に応じ，施工後に新たに別表 4 に掲げる基準値以上になるものをいう。以下同じ。）

(3) 天井等の断熱性を高める工事，壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事にあつては，発泡プラスチック保温材（日本工業規格 A 9 5 1 1 - 2 0 0 6 R（発泡プラスチック保温材）に定めるものをいう。）を用いる場合にあつては B 種

を、建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム（日本工業規格A 9 5 2 6-2 0 0 6（建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム）に定めるものをいう。）を用いる場合にあってはB種を、その他の場合にあっては発泡剤としてフロン類（特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に規定するフロン類をいう。）を用いた断熱材を用いない工事であること。

(4) 窓の断熱性を高める改修工事は、工事対象の居室に設置されている窓の全てを改修工事の対象とすること。

(5) 天井等の断熱性を高める改修工事、壁の断熱性を高める改修工事及び床等の断熱性を高める改修工事は、窓の断熱性を高める改修工事を行う居室と同じ居室を改修工事の対象とすること。

(6) 店舗等併用住宅にあっては、住居として使用する部分を改修工事の対象とすること。

#### 附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成21年11月4日から施行する。

(この基準の失効)

2 この基準は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

別表1（第2条関係）

熱貫流率の基準値（単位 1平方メートル1度につきワット）	4. 6 5
「熱貫流率」とは、内外の温度差1度の場合において1平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値をいう。別表2において同じ。	

別表2（第2条関係）

建具の構造及び性能	<p>次のイ又はロに該当するもの</p> <p>イ 二重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が4.00以下であるもの</p> <p>ロ 一重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が4.00以下であるもの</p>
<p>ガラス中央部の熱貫流率は、日本工業規格R3107-1998（板ガラス類の熱抵抗及び建築における熱貫流率の算定方法）又は日本工業規格A1420-1999（建築用構成材の断熱性測定方法—校正熱箱法及び保護熱箱法）に定める測定方法によるものとする。</p>	

別表3（第2条関係）

住宅の種類	断熱材の施工法	部位		熱貫流率の基準値
鉄筋コンクリート造等の住宅	内断熱工法	屋根又は天井		0.37
		壁		0.75
		床	外気に接する部分	0.37
			その他の部分	0.53
		土間床等の外周	外気に接する部分	0.58
			その他の部分	0.83
	外断熱工法	屋根又は天井		0.43
		壁		0.86
		床	外気に接する部分	0.54
			その他の部分	
土間床等の外周	外気に接する部分	0.58		
	その他の部分	0.83		

その他の住宅	屋根又は天井		0.24
	壁		0.53
	床	外気に接する部分	0.34
		その他の部分	0.48
	土間床等の外周	外気に接する部分	0.53
		その他の部分	0.76

1 「熱貫流率」とは、土間床等の外周以外の部分にあつては、内外の温度差1度の場合において1平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であつて、当該部位を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ、熱橋により貫流する熱量等を勘案して算出したものをいい、土間床等の外周にあつては、内外の温度差1度の場合において1平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であつて、当該土間床等を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ等を勘案して算出したものをいう。

2 鉄筋コンクリート造等の住宅において、「内断熱工法」とは鉄筋コンクリート造等の構造体の内側に断熱施工する方法を、「外断熱工法」とは構造体の外側に断熱施工する方法をいう。以下同じ。

別表4（第2条関係）

住宅の種類	断熱材の施工法	部位		断熱材の熱抵抗の基準値（単位 1ワットにつき平方メートル・度）
鉄筋コンクリート造等の住宅	内断熱工法	屋根又は天井		2.5
		壁		1.1
		床	外気に接する部分	2.1

			その他の部分	1.5		
		土間床等	外気に接する部分	0.8		
		の外周部	その他の部分	0.2		
	外断熱工法	屋根又は天井		2.0		
		壁		0.9		
		床	外気に接する部分	1.5		
			その他の部分			
		土間床等	外気に接する部分	0.8		
			の外周部	その他の部分	0.2	
	木造の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	4.6	
天井				4.0		
壁			2.2			
床			外気に接する部分	3.3		
			その他の部分	2.2		
土間床等			外気に接する部分	1.7		
			の外周	その他の部分	0.5	
枠組壁工法の住宅			充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	4.6
					天井	4.0
				壁		2.3
	床	外気に接する部分		3.1		
		その他の部分		2.0		
	土間床等	外気に接する部分		1.7		
		の外周		その他の部分	0.5	
	木造，枠組壁	外張断熱工法		屋根又は天井		4.0

工法又は鉄骨 造の住宅	壁		1. 7
	床	外気に接する部分	2. 5
		その他の部分	
	土間床等 の外周	外気に接する部分	1. 7
その他の部分		0. 5	

- 1 木造又は枠組壁工法の住宅において、「充填断熱工法」とは、屋根にあつては屋根組材の間、天井にあつては天井面、壁にあつては柱、間柱、たて枠の間及び外壁と内壁との間、床にあつては床組材の間に断熱施工する方法をいう。以下同じ。
- 2 木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅において、「外張断熱工法」とは、屋根及び天井にあつては屋根たる木、小屋梁及び軒桁の外側、壁にあつては柱、間柱及びたて枠の外側、外気に接する床にあつては床組材の外側に断熱施工する方法をいう。以下同じ。
- 3 一の住宅において複数の住宅の種類又は断熱材の施工法を採用している場合にあつては、それぞれの住宅の種類又は断熱材の施工法に応じた各部位の断熱材の熱抵抗の値を適用するものとする。
- 4 土間床等の外周部の断熱材の熱抵抗の値は、基礎の外側若しくは内側のいずれか又は両方に地盤面に垂直に施工される断熱材の熱抵抗の値を示すものとする。この場合において、断熱材は、基礎底盤上端から基礎天端まで連続に施工し、又はこれと同等以上の断熱性能を確保できるものとしなければならない。ただし、玄関その他これに類するもの（当該玄関その他これに類するものの面積（当該玄関その他これに類するものが二以上ある場合においては、その合計の面積）が、最下階（地階を除く。）の床面積に0. 1を乗じた値以下のものに限る。）における土間床等（床裏が外気に通じない床を除く。この項において同じ。）の外周部の断熱材の熱抵抗について、次のいずれかとすることができる（鉄筋コンクリート造等の住宅で、壁又は土間床等の外周部を内断熱工法とした場合を除く。）。

- (1) 当該土間床等と屋外の床との取合部を除く基礎の外側に、地盤面に垂直に上表に掲げる基準値以上の熱抵抗の断熱材を施工すること。
- (2) 土間床等の外周部の断熱材に替えて、当該土間床等の裏に接する部分に0.6以上の熱抵抗の値の断熱材を施工すること。
- 5 木造の住宅の床（充填断熱工法のものに限る。）において、床根太の相互の間隔が450ミリメートル以上である場合（その場合において、床端部等における床根太相互の間隔が450ミリメートル以下となる部分があるときは、当該部分を含む。）は、当該床の断熱材の熱抵抗の値を上表に掲げる床の基準値に0.9を乗じた値以上とすることができる。